

2026 年 1 月
日本銀行決済機構局

決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会（12月15日）議事概要

日本銀行決済機構局では、2025 年 12 月 15 日、「決済の未来フォーラム クロスボーダー送金分科会（第 8 回）」を開催しました¹。

分科会では、2025 年 10 月の G20 会合に報告された、クロスボーダー送金の目標達成に向けた年次進捗報告書²の内容や、ISO20022 移行をはじめとした各具体的施策の取組みや実務的な対応状況が紹介されました。また、クロスボーダー送金の改善にも関係する AML/CFT 関連の国際的な対応について、最近の動向や国際基準の改訂内容が紹介された後、金融犯罪への対応とクロスボーダー送金の改善の両立等について議論されました。

本稿では、各セッションにおける議論の概要を紹介します。

1. クロスボーダー送金の改善に向けた取組みと今後の作業

（G20 ロードマップに関する年次進捗報告書の内容）

一つ目のセッションでは、リード・スピーカーより、G20 のクロスボーダー送金改善の目標達成に向けた年次進捗報告書（ロードマップの進捗状況や KPI の推移状況等）の内容や法規制関連の具体的な施策の進捗状況が説明されました。

クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップでは、2020 年 10 月の G20 会合で承認されてから、金融安定理事会（FSB）が責任主体となって、クロスボーダー送金の 4 つの課題（コスト、スピード、アクセス、透明性）に対処するための目標の策定・モニタリングが行われています。2021 年 10 月に定量的な目標が承認され、目標のモニタリングのための

¹ 過去に開催した決済の未来フォーラムの詳細は[本行ホームページ](#)ご参照。

² 2025 年 10 月に公表された年次進捗報告書の詳細は[本行ホームページ](#)ご参照。

KPI の設定や、KPI 算出に利用されるデータソースの選定が進められました。その後、2023 年、2024 年に KPI 報告書がそれぞれ公表されました。

本分科会では、2025 年 10 月に公表された年次進捗報告書にもとづき、取組みの進捗状況を踏まえた FSB のメッセージ、優先取組分野ごとの成果の概要や KPI の算出結果の推移等が説明されました。FSB からのメッセージとしては、2027 年末までの定量目標達成は現実的ではないものの、目標の達成は引き続き優先事項であり、今後は政策提言の実施の推進に向けた努力を強化し、各国が障害を克服することを支援する旨が示されたことが紹介されました。

法規制関連の具体的施策としては、データフレームワークの整合性と相互運用性の促進に関して、2025 年に設立されたクロスボーダー送金データフォーラムの概要等が説明されました。また、FSB 主導で実施されたサーベイの結果について、法律・規制・監督面での課題に係る各法域の作業状況にはばらつきがあり、2024 年に公表された 2 つの FSB 勧告³ のグローバルな適用にはまだ時間を要するといった概要が共有されました。

(ISO20022 移行の対応状況と移行に伴うメリット)

続いて、ISO20022 に関する国際的な動向、日本における移行状況や導入で見込まれるメリットについての議論がなされました。まず、2023 年に CPMI が発表した ISO20022 の仕様にかかるグローバルな調和を実現するための共通要件に関する取組みの進捗として、共通要件の維持管理や見直し等を検討する業界横断的なグループ（CPMI Harmonisation Panel）の活動状況等が紹介されました。更に、ISO20022 導入で見込まれる各種メリットの実現状況について、本邦金融機関を対象としたサーベイ結果等にもとづいた、STP 率や AML/CFT スクリーニングの検知率の変化、リッチデータ等を用いた高付加価値サービスの検討状況等の現状が分析されたうえで、メリットを実現していくための先行きの展望等が説明されました。

その後、民間参加者から、ISO20022 移行に対応した STP 化の取組みについて紹介があり、実務面における知見が共有されました。

本セッションのフロア討議では、特にクロスボーダー送金の課題の一つであるスピードに関し

³ 2024 年 12 月公表。FSB「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告：最終報告書」、2024 年 12 月公表。FSB「クロスボーダー送金に係るデータフレームワークの整合性と相互運用性促進に向けた勧告：最終報告書」

て、他国対比で時間がかかっている原因として、①海外との時差、②為替相場公表のタイムラグ、③商慣習対応、④外為法 17 条の遵守対応などがあること、こうした課題への対応策として、①銀行システムや外為円決済制度の稼動時間の延長、②リアルタイム・レート利用の促進、③グローバルスタンダードである即時入金の推進、④リスクベース・アプローチの推進があげられること、①～③については、システム対応コストや顧客ニーズなどの論点があること、④については外為法ガイドライン Q&A の改正による対応が進んでいること、などが指摘され、そのうえで、ロードマップ達成に向けて日本として何ができるか、官民の意見交換が必要であるとの声があがりました。

また、ISO20022 移行について、現状は移行直後であり、リッチデータが利活用されている事例は少ないものの、今後、データの更なるリッチ化が進み、金融機関やユーザーによる効果の分析を経て、利活用が促進されることを期待するとの意見があげされました。

2. AML/CFT の取組み状況と今後の予定

二つ目のセッションでは、金融犯罪対策としての AML/CFT の国際的な動向や取組みが紹介されました。

(G7「金融犯罪に対する行動要請」の概要とアジア・太平洋地域における取組み)

まず、2025 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議で合意された、マネー・ローンダリング等を含む金融犯罪対策の強化に関する行動要請の概要について説明がありました。特に、北朝鮮による暗号資産窃取への深刻な懸念が国際的に表明されており、リスク環境の変化を踏まえた AML/CFT 対応が各国に求められていることや継続的なフォローアップが行われる予定であることが共有されました。

また、アジア・太平洋地域における AML/CFT の取組みとして、APG（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の取組みが紹介され、日本共同議長下で、2025 年 8 月に東京で年次総会を開催するとともに、次期相互審査に向けた準備・支援、太平洋島嶼国等の支援をはじめとした国際協力や金融新技術に係るリスクへの対応に優先的に取り組んでいくことが説明されました。

(金融活動作業部会（FATF）関連の国際的な議論の動向と今後の展望)

次に、FATF 関連の国際的な議論の動向として、FATF 基準改訂などを担当する政策

企画部会（Policy Development Group、PDG）における活動、FATF 勧告 16 改訂の内容や今後の展望について説明がありました。

FATF PDG における主要なテーマとしては、勧告 16 の改訂をはじめとしたクロスボーダー送金の透明性向上に向けた取組みのほか、暗号資産取引等に係る新たなリスクのモニタリング、リスクベース・アプローチとリスクベースの監督による、AML/CFT 対応全体の実効性向上や金融包摂との両立、情報共有促進とデータ保護・プライバシー規制の遵守との両立等が紹介されました。

また、FATF 勧告 16 の改訂は、クロスボーダー送金改善に関する優先取組分野のうち「法律・規制・監督枠組みの促進」に含まれる施策の一つであり、2 回の市中協議を経て 2025 年 6 月に最終化され、公表されました。本分科会では、送金の始点・終点の定義とペイメントチェーン内の責任主体の明確化、通知情報の内容や整合性確認に関する変更、カード決済に関する義務の見直し等、改訂の主要なポイントについて説明されました。

改訂にあたっては、現在、ガイダンスの作成プロセスが進行中であり、2026 年 10 月にガイダンス最終案の採択、2030 年末に改訂勧告 16 の実施期限の到来が予定されています。改訂の実施に向けては、AML/CFT 上の要請と送金のスピード・コスト等の両立確保に留意が必要な他、法令等の整備やインフラ整備等、広範な対応が必要となることから継続的な官民での連携が重要となるとの認識が示されました。

（国内のマネロン・金融犯罪対策の現状と課題）

最後に、FATF の相互審査の対応状況と、国内金融犯罪への対策について紹介されました。

FATF の相互審査については、2024 年 3 月末までに「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく基礎的な態勢の整備がほぼ完了し、各金融機関が態勢の有効性を客観的に説明できるような態勢の高度化に取り組んでいることが紹介されました。また、第 5 次審査に向けて、それらの取組みが改善に繋がっているかを、検査を通じて定量的・定性的な結果に基づき確認していることが説明されました。

また、国内金融犯罪対策について、詐欺の被害金等の受け皿口座として金融機関の口座が悪用されている実態に関して、不審取引の検知や口座の停止・凍結等の対策機能が相対的に弱い金融機関が集中的に狙われる傾向があることや、足もとではインターネットバンキングを通じた送金による被害が拡大していることが説明されました。こうした実態を踏

まえ、金融機関の規模・立地によらない対策や、初期利用限度額の適切な設定・注意喚起等を要請していることが紹介されました。

(AML/CFT 対応実務などの効率化・高度化の進め方)

その後のフロア討議では、AML/CFT とクロスボーダー送金の改善の両立に向けた課題や、実務的な取組みについて意見が寄せられました。

FATF 勧告 16 の改訂に関して、クロスボーダー送金改善の目標の一つである透明性の向上には寄与する一方で、スピードの低下やコストの上昇につながる懸念があるといった指摘があがるとともに、FATF をはじめとした国際的な議論の方向性について、より詳細な情報提供や示唆の共有を求める声がありました。この点については、例えば、課題となっている部分を特定し、AML/CFT 対応と送金スピードの向上という、二つの政策目的を両立させる方法を、官民の関係者間で連携しながら知恵を出し合うこと、金融機関内でも複数部署間で連携するなど課題の全体像を把握したうえで検討することなど、各ステークホルダーが長期的な目線を持って連携していくことが重要であるとの認識が示されました。

また、参加者からは、リスクベース・アプローチの実施により、金融機関内の AML/CFT 対応を含めた事務プロセスの見直しを行っていることや STP 化の検討を進めていることが共有されました。

以 上